

				項目名	担当省庁	施策概要	今後の予定
【1】	Ⅱ 食品ロスの削減の推進に関する事項	2 基本的施策	(1)教育及び学習の振興、普及啓発等	① 消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識してできる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。	全省庁(特に、消、農、環)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度徳島県における食品ロス削減に関する実証事業による、食品ロスの発生記録が削減に効果的であることをホームページ上で周知。(消) ・消費者の食品ロスの認知向上のため、食品ロス削減特設サイトに情報をまとめ発信。(消) https://www.no-foodloss.caa.go.jp/ ・ローリングストック法について紹介したチラシ等をホームページ上に掲載。(消) ・食品ロス削減のため、暮らしの中で意識してできる取組として食品ロスダイアリーやmottECO(令和2年度)、てまえどり(令和3年度)などを推進。(消)(環) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者が店舗において消費者への普及啓発のために使用できるポスター等の資材を提供。(農) ・ホームページ上で啓発資材のダウンロードページを作成。(環) ・消費者の食品ロスの認知向上のため、食品ロスポータルサイトに情報をまとめ発信。(環) <p><食品ロスポータルサイト> https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html <食品ロス啓発資材ダウンロードページ> http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryu.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、普及啓発を実施。(消)(環) ・令和3年度の食品ロス削減月間においても、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組の促進に取り組む。(農)
【2】				② 消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進する。	消(農)	<ul style="list-style-type: none"> ・「賞味期限」の愛称・通称コンテストを行い、「賞味期限」の愛称として「おいしいめやす」を選定。(令和2年度)(消) ・「おいしいめやす」を普及啓発するためのポスター及びデジタルデータを作成し、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等事業者の協力の下、ポスター及びレジ画面等への提示を実施(令和3年2月1日～)。(消) ・消費者庁ホームページに掲載した参考資料において、賞味期限と消費期限の違い等を掲載。(消) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者における店舗での消費者への普及啓発のために使用できるポスター等について、賞味期限と消費期限の違いの理解を目的としたポスターも含めて提供。(農) ・食品ロス削減全国大会において、備蓄の役割を終えた災害用備蓄食品のうち賞味期限を超過したものについて、賞味期限と消費期限の違いの理解を目的として、一般消費者へ配布。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、普及啓発を実施。(消)(農)

			項目名	担当省庁	施策概要	今後の予定
【3】			③ 消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」により、外食時の食べきり・持ち帰り(持ち帰り用容器の活用を含む。)等に係る啓発を一層推進する。	消、農、環	<ul style="list-style-type: none"> ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」について、ホームページ等を通じて周知。(農)(消) ・令和3年1月の恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるよう、ポスター等の資料を提供するとともに、当該資料を活用してPRに取り組む小売事業者を公表。(農) ・宴会等での食品ロス削減のため、3010運動を推進、啓発資料をホームページ上で配信。(環) http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryu.html <ul style="list-style-type: none"> ・外食時の食べ残しの持ち帰り推進のため、ドギーバッグアイデアコンテストを開催(令和2年度)、ネーミング部門の大賞「mottECO」を世の中に定着させるため、啓発資料を作成、公表(令和2年度)。(環) <Newドギーバッグアイデアコンテスト> http://www.env.go.jp/recycle/foodloss/contest.html <mottECO普及啓発資料ダウンロードページ> http://www.env.go.jp/recycle/food/motteco.html	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、普及啓発を実施。(消)(環) ・令和3年度も本取組を実施する予定。(農)
【4】			④ 消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。	農(消)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月の食品ロス削減月間に、商慣習の見直しの取組として、納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者について、事業者名を公表し、一般消費者に対して周知。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の食品ロス削減月間においても、商慣習の見直し等に取り組む事業者を公表し、情報提供することにより、消費者への普及啓発に取り組む。(農)
【5】			⑤ 「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。	農(消、環)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁が作成する普及啓発資料における「ろすのん」の積極的な使用、事業者等における「ろすのん」の活用事例のホームページ等を通じた周知を実施。平成25年以降開始した、「ろすのん」の事業者等における使用の許可件数については、令和3年3月時点で804件に増加(令和2年3月末時点では612件)。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も引き続き「ろすのん」の活用促進に取り組む。(農)
【6】			⑥ 食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に、食品ロスの削減に関する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。	全省庁(特に消、農、環)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減月間において、商慣習見直しの取組や、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組について、プレスリリースやSNS等により広報を実施。(消) ・食品ロス削減月間特設ページの開設、啓発ポスター及び啓発チラシの作成等により食品ロス削減月間及び具体的な取組に関する情報を発信。(消) ・できることから取り組む機運を醸成すると共に、身近な取組を横展開することにより、国民それぞれに行動もらうことを目的として、「『めざせ 食品ロス・ゼロ』川柳」コンテストを実施。(消) ・大臣インタビュー、大臣対談など、報道媒体を通じ食品ロス削減の取組を広く発信。(消)(環) ・消費者庁、農林水産省、環境省にて、食品ロス削減全国大会を開催(令和2年12月16日)。(消、農、環) ・食品ロス削減月間において、商慣習見直しの取組や、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組について、プレスリリースやSNS等により広報を実施。(農) ・消費者庁、農林水産省と共に、食品ロス削減月間に行う環境省の取組を発信(毎年9月)。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も引き続き積極的な広報に取り組む。(消)(農) ・引き続き、食品ロス削減月間の取組を発信。マスコミ等を通じた広報活動を実施。(環)

			項目名	担当省庁	施策概要	今後の予定
【7】			⑦ 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進する。	消	・地域において指導的役割を担う方が、食品ロス及びその削減のための手法等について理解し、地域の特性を活かした食品ロス削減の取組を行うことができるよう、体系的に整理した教材(「食品ロス削減ガイドブック」)を作成中。(消)	・令和3年12月頃、全国に配布予定。(消) ・徳島県内において、教材を活用する指導者を試行的に育成。(消) ・指導者育成のための体制や教材の活用したアプローチ方法について、都道府県・政令都市向け説明会を開催。(消)
【8】			⑧ 命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。	文(環)	・学校における給食の時間等において「食べ物を大切に、食べ物への生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ」こと、個に応じた給食指導を行うこと、給食の時間を適切に定めること等を指導すべく、教職員向けの「食に関する指導の手引」を活用するとともに、児童生徒向けの食育教材を活用した学校における食育の推進。(文) ・モデル事業「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」(平成28年～令和2年度)において、学校給食に規格外農産物を使用するとともに、指導にも活用することによる食品ロスの削減を目指す取組を行い、その成果の普及を実施。(文) ・教育委員会の学校給食担当者が集まる会議等において指導・事業の成果の周知。(文) ・学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業(平成27年度～)を通して、食品ロス削減に関する理解と対策の実施を推進。(環) ・各市区町村の教育現場において、食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができるよう、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」を作成。(環) https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/R1manyuaru_r3.pdf	・引き続き、教職員向け「食に関する指導の手引」を活用した学校における食育を推進するとともに、児童生徒向けの食育教材を活用した学校における食育の推進。(文) ・第4次食育推進基本計画で求められている食品ロスを含めた給食・食育における取組を推進。(文) ・引き続き、教育委員会の学校給食担当者が集まる会議等において指導・事業の成果の周知。(文) ・引き続き、学校給食における食品ロス削減等に関する取組のモデル事業を実施。(環)
【9】			⑨ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種イベント等での対策実施を推進する。	全省庁	・2020年東京大会に向けて、大規模スポーツイベントにおける食品ロス削減の手法の実証・検討のため、2018年女子バレーボール世界選手権や、2019年ラグビーワールドカップの期間中に、ポスターや卓上ポップによる啓発を実施し、実証結果を周知。(農) ・「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」(平成26年8月)を作成し、食品ロス削減についても言及。東京大会会場だけでなく広く食品ロス削減の取組がより推進されるべく、普及啓発に取り組んだ。(環) https://www.env.go.jp/press/18532.html	・今後の大規模スポーツイベントにおいて知見が活用されるよう、積極的な周知に取り組む。(農) ・引き続き、各種イベント等での食品ロス削減対策実施を推進。(環)
【10】	(2)食品関連事業者の取組に対する支援		① 規格外や未利用の農林水産物の活用(加工・販売等)を促進する。	農	・Webやアプリ等により、規格外や未利用の農林水産物の販売を行うビジネス(フードシェアリング)について、事業者の事例を整理し、食品関連事業者に対して周知。(農) ・食料産業・6次産業化交付金により、農林漁業者等による規格外や未利用を含む農林水産物を活用した新商品の開発、展示会や商談会出展等の販路開拓、加工・販売施設等の整備の支援を実施。(農)	・令和3年度においても本取組を実施予定。(農)

			項目名	担当省庁	施策概要	今後の予定
【11】			② 食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和(取組企業や実施品目の拡大)を一体的に促進する。また、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。	農、経、(消)	<ul style="list-style-type: none"> ・商慣習検討ワーキングチームにより、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限の緩和、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等について、企業への実態調査や検討等を実施。調査を踏まえ、納品期限の緩和に積極的に取り組むべき品目について、今後、賞味期間180日以上加工食品について対象とする方向で検討を進めること等を取りまとめた。(農) ・製造・卸・小売の大手企業が加盟する「製・配・販連携協議会」を通じて「賞味期限表示の大括り化」「賞味期限の延長」「納品期限の緩和」の普及啓発を継続的に実施するとともに、優れた事例に対して、「サプライチェーンイノベーション大賞 食品ロス削減特別賞」として表彰を行った。(経) ・また同協議会において、加工食品カテゴリーにおける製造業と卸売業間における納品リードタイム延長について、令和2年7月に「基本的な考え方と取組の方向性」をまとめた。(経) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度においても、商慣習の見直しに向けた各種調査・検討を進める。(農) ・引き続き「賞味期限表示の大括り化」「賞味期限の延長」「納品期限の緩和」について普及啓発活動を行う。(経) ・製・配・販連携協議会を通じて、加工食品における納品リードタイム延長の実現に向けた大規模な実証実験を行う。(経)
【12】			③ 季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。	農	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月の恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるよう、ポスター等の資料を提供するとともに、当該資料を活用してPRIに取り組む小売事業者を公表。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も本取組を実施する予定。(農)
【13】			④ 食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発(期限表示の理解や適切な購買行動の促進等)に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資料を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。	農(消、経、環)	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店舗における、消費者への「てまえどり」の呼びかけを促進するため、消費者庁、農林水産省、環境省及び一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会とが連携して商品陳列棚に掲示する啓発資料を作成、ホームページで公開するとともに、コンビニエンスストア各社で展開。(消)(農)(環) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者が店舗において消費者への普及啓発のために使用できるポスター等の資料の提供を行った。また、こうした消費者啓発活動に取り組む事業者について、事業者名と共に公表し、周知。(農) ・すぐに食べる商品について陳列順に購入する消費行動を促す際に活用可能な啓発キャラクター「すぐたべくん」を作成、店頭啓発資料をホームページで公開。(環) <p> http://www.env.go.jp/recycle/food/post_30.html http://www.env.go.jp/recycle/food/post_95.html </p> <ul style="list-style-type: none"> ・外食時の食べ残しの持ち帰り推進のため、ドギーバッグアイデアコンテストを開催(令和2年度)、ネーミング部門の大賞「mottECO」を世の中に定着させるため、啓発資料を作成、公表(令和2年度)。(環) <p> <Newドギーバッグアイデアコンテスト> http://www.env.go.jp/recycle/foodloss/contest.html <mottECO普及啓発資料ダウンロードページ> http://www.env.go.jp/recycle/food/motteco.html </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、普及啓発を実施する。(消)(環) ・令和3年度にも本取組を実施予定。(農)
【14】			⑤ 小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。	全省庁(特に、農)	<ul style="list-style-type: none"> ・小盛りサイズメニューの導入等の取組を整理した「飲食店などの食品ロス削減のための好事例集」について周知。(消)(農) ・外食事業者向け雑誌において、大臣と著名シェフとの対談記事として、ビュッフェでの食事提供の工夫を含む食品ロス削減の取組について発信。(環) ・外食事業者の食品ロス削減の取組として「3010運動」や「mottECO」を推進。啓発資料をホームページで公表。(環) <p> http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryu.html </p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスポータルサイトにおいて、食べきりの推奨・持ち帰りへの協力の呼び掛けを実施。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も引き続き周知に取り組む。(消)(農) ・引き続き、食品ロスポータルサイトでの発信とともに、広報活動を通じた周知に努める。(環)

			項目名	担当省庁	施策概要	今後の予定
【15】			⑥ 外出時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、「外出時のおいしく「食べきり」ガイド」等により、一層の周知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。	消、農、環 (厚)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁ホームページに掲載した参考資料において、「外出時のおいしく「食べきり」ガイド」や、持ち帰る行為「mottECO(モッテコ)」について紹介したチラシ等を掲載。(消) ・「外出時のおいしく「食べきり」ガイド」や、持ち帰る行為「mottECO(モッテコ)」について、食品関連事業者に対して周知。(農) ・「外出時のおいしく「食べきり」ガイド」について、持ち帰る行為「mottECO(モッテコ)」について、ホームページ等を通じて周知。(消) ・「mottECO」啓発資料として、飲食店従業員向け及び消費者向けの注意喚起チラシを作成し、持ち帰りに関する注意事項の周知とともに消費者に対して「食べきり」の推奨、および「自己責任での持ち帰り」の理解を促進。(環) http://www.env.go.jp/recycle/food/motteco.html	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も引き続き周知に取り組む。(消)(農) ・mottECO導入モデル事業を実施し、mottECO導入店舗の拡大や消費者理解の促進に努める。(環)
【16】			⑦ 需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。	農、経	<ul style="list-style-type: none"> ・商慣習検討ワーキングチームにおいて、気象情報やPOSデータ等を組み合わせた需要予測の高度化に向けた調査等を実施。(農) ・Webやアプリ等により、規格外や未利用の農林水産物の販売を行うビジネス(フードシェアリング)や、AI等の新技術を活用した需要予測等について、事業者の事例を整理し、食品関連事業者に対して周知。(農) ・RFIDを用いて、青果物の個品管理、流通過程のデータの取得、鮮度情報の付与、さらには、それらのデータを活用して、消費者が正確な鮮度情報を得て計画的な購買を行うことを可能とする実証や、コンビニエンスストアのお弁当総菜を対象として、賞味期限をリアルタイムで自動管理し、スマホアプリを通じて、期限が近づいた該当商品を購入するとポイント還元される旨を消費者に通知することで食品ロス削減を実現するような実証事業を実施。(令和2年度)(経) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も、引き続きAI・ICT等を活用した新たなビジネス等の周知に取り組む。(農) ・引き続きRFIDをはじめとするIoT技術等の活用により、食品ロス削減の事例創出を行う。(経)
【17】			⑧ 食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。	農	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月の食品ロス削減月間において、店舗での消費者啓発に取り組む事業者や、納品期限緩和及び賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者を募集し、事業者名を公表し、消費者に周知を行った。(農) ・令和3年1月の恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるよう、ポスター等の資料を提供するとともに、当該資料を活用してPRに取り組む小売事業者の公表を行った。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も本取組を実施する予定。(農)
【18】			⑨ 過剰な回収につながらないよう食品衛生法(昭和22年法律第233号)における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。	厚(消、経)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主回収の報告対象が、健康を損なうおそれがあり、食品衛生法に違反した場合(おそれ含む)に限られる旨を法律上明記(令和3年6月1日施行)。通知、ホームページ等で本制度の周知を実施。(厚) ・令和2年12月には、食品の自主回収報告制度を含む上記食品衛生法改正に係る説明動画をYouTubeに掲載し、本制度の更なる周知を図った。(厚) ・令和3年5月には、事業者向け、消費者向けリーフレットを消費者庁と連携して作成し、印刷、配布するとともにホームページに掲載し本制度の追加周知を図った。(厚) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、周知を実施。(厚)

			項目名	担当省庁	施策概要	今後の予定
【19】			⑩ 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。	消	・食品表示基準に違反する食品表示の修正方法について、安全性に係る表示事項の修正を除き、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用を開始するため、3月17日に食品表示基準Q&Aを改正。(消)	・改正内容について引き続き周知及び検討を行う。(消)
【20】			⑪ 食品ロス削減を含め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮したESG金融の普及を促進する。	環(消)	・各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動をする場として、ESG金融ハイレベル・パネルを2019年2月に設置。2021年4月までに4回開催。(環) ・令和元年10月4日にESG金融の普及・拡大に向けた「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を創設。これまでに2回開催。(環) ・環境関連事業への投融資を促進するため、各種補助事業を実施。(環) ・国内におけるグリーンボンド等の発行促進に資するため、「グリーンボンドガイドライン」や「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」の普及促進を実施するとともに、グリーンボンドの発行を支援する補助事業を実施。(環) ・環境省は地域金融機関におけるESG地域金融の実践を支援し、その結果も踏まえ、2021年4月、「ESG地域金融実践ガイド2.0」を策定。(環) ・2021年1月、プラスチック資源循環をはじめサーキュラー・エコノミーに資する取組を進める我が国企業が、国内外の投資家や金融機関から適正に評価を受け、投融資を呼び込むことができるよう、「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」を経済産業省と合同で策定。(環)	・引き続き、各施策を推進。(環)
【21】		(3)表彰	食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。	消	・令和2年度より、消費者等に対し広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者を表彰することで、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的とする「食品ロス削減推進大賞」を創設。(消) ・令和3年度「mottECO」、「フードドライブ」及び「食ロス削減の取組」に関し、食品ロス削減の機運を醸成することに資する優秀な取組が広く認知されるよう環境大臣表彰を創設。(環) http://www.env.go.jp/press/109864.html	・令和4年度以降についても、消費者庁、農林水産省、環境省が連携しつつ、優良な食品ロス削減への取組に対して表彰を行っていく。(消)(農)(環)
【22】		(4)実態調査及び調査・研究の推進	① 食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。	農、環	・食品リサイクル法の定期報告により食品廃棄物等の発生量を把握するとともに、令和2年度可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、可食部率を補足し、令和3年4月に食品ロス発生量を推計・公表。(農) ・年1回「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて、市区町村における家庭系の食品廃棄物及び食品ロスの把握実態およびその発生量の情報を収集し、食品廃棄物等の発生量及び食品ロス発生量の全国推計を実施。(環) ・市区町村における家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把握を含む発生量調査を支援する事業を実施。(環)	・令和元年度実績の早期公表に向けて作業を行う。(農) ・引き続き、市町村における実態調査を通じて、食品廃棄物及び食品ロス量の推計を行うとともに、発生量調査の支援事業を実施する。(環)

			項目名	担当省庁	施策概要	今後の予定
【23】			② 食品ロスの内容、発生要因等を分析する。	農、環	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、食品製造業、卸売業、小売業、外食産業ごとの食品ロスの内容、発生要因等を分析。(農) 「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の実態調査」を通じて、家庭系食品ロスについて、その発生要因(直接廃棄、過剰除去、食べ残し)分析を実施。(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、業種・業態に応じたより具体的な分析に努める。(農) ・引き続き、食品ロスの発生要因分析を実施する。(環) ・食品ロスが具体的にどこで発生しているのか、どのようなことに取り組むことにより、一層の削減が期待できるかを具体的に分析できる手法を構築するため、小売店等をモデルとして、現状の詳細な把握を行った上、具体的な対応策、特に消費者の行動変容を促す管理手法等を検討する(食品ロス版HACCP(影響分析重要管理点))。(消)
【24】			③ 食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。	消、農	<ul style="list-style-type: none"> ・流通店舗に食品ロス削減に関するポスター等の啓発物を設置し、消費者の意識と行動の変化を事前・事後のアンケート調査によって捉え、啓発活動の効果を検証。(消) ・諸外国における食品の提供・寄附の実態とそれに関連する制度等に関する調査を実施するとともに、我が国で同様の法制度を導入する際の課題等を整理。(消) ・令和2年度可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、食品ロスの効果的な削減方法等を整理。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は諸外国における消費者への普及・啓発事例の効果的な事例の収集や、食品ロス削減に関する税制等の優遇措置及び法律による規制等の現状(運用状況)に関する事例調査を実施する予定。(消) ・今後は、業種・業態に応じたより具体的な分析に努める。(農)
【25】			④ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。	消	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に関する消費者の現状や求められる政策等を把握し、食品ロス削減に向けた施策検討及び消費者基本計画等の作成に資するため、一般消費者3,000(令和元年度まで)～5,000(令和2年度)名を対象に、食品ロス問題の認知度と取組状況等について調査を行った。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も引き続き同様の調査を行う。(消)
【26】			⑤ ムーンショット型研究開発制度において、食品ロス削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。	消、農	<ul style="list-style-type: none"> ・困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象に総合科学技術・イノベーション会議等が決定した7つのムーンショット目標のうち、目標5「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」の実現に向け、令和2年9月に10名のプロジェクトマネージャーを採択し、研究開発を開始した。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度においても、目標実現に向け、引き続き研究開発を進める。(農)

			項目名	担当省庁	施策概要	今後の予定
【27】		(5)情報の収集及び提供	① 先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。	消、農	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者、事業者、自治体の取組事例をホームページ、SNS等で紹介。(消) ・食品ロス削減推進大賞の公募において、学生への周知を重点的に実施。(消) ・食品ロス削減月間における商慣習見直しの取組や、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組や、「てまえどり」の周知について、プレスリリースやSNS、動画等により、広報を実施。(農) ・食品ロスに関する情報を一元的に集約した「食品ロスポータルサイト」を設置し、消費者、事業者、自治体のそれぞれに向けた情報提供を実施。(環) https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html ・食品ロスの削減に取り組みたい全国の学生に、自らの学校や周辺地域において学校や地元自治体、地域の事業者等と連携した活動や事業のアイデアを検討・実施する「TABETE “No Foodloss!” Youth Action Project」を、食品ロス削減の第一線で取り組んでいる事業者や有識者、自治体担当者等の助言の下で実施。最終報告会はLIVE配信を行い、情報発信(令和2年度)。(環) http://www.env.go.jp/press/108876.html 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も引き続き積極的な情報提供に取り組む。(農)(消) ・令和3年度「mottECO」、「フードドライブ」及び「食ロス削減の取組」に関し、食品ロス削減の機運を醸成することに資する優秀な取組が広く認知されるよう環境大臣表彰を創設。結果は食品ロスポータルサイトやSNS等で発信する予定。(環) http://www.env.go.jp/press/109864.html ・引き続き、食品ロスポータルサイトを中心として情報提供を行っていく。(環)
【28】			② エシカル消費の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。	消	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年10月に開設した「エシカル消費特設サイト」において、地方公共団体等における食品ロス削減に向けた取組を掲載し、情報発信を行った。(消) ・エシカル消費普及のための子供向けの体験型ワークショップや、講演、各種イベント等への参画の際、食品ロス削減の概念等も含めて普及啓発を行った。(消) ・2020年度に新たに作成したエシカル消費のパンフレットにおいて、食品ロス削減の概念に加え、食品ロスの削減に向けた企業の取組を紹介するなど普及啓発に努めた。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、様々な機会を捉えて、周知啓発に取り組む。(消)
【29】			③ 食品ロスの削減による環境負荷の策定の成果に係る情報発信を行う。	環	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画(平成28年5月)の中で、国民運動として食品ロス削減を推進していくことを記載。(環) https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/honbun.pdf ・現在改正が検討されている地球温暖化対策計画において、家庭における食品ロスの削減による温室効果ガス削減効果を追記予定。(環) http://www.env.go.jp/council/06earth/y0620-9b/mat04-1.pdf 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体及び事業者等による食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業の中で、食品ロス削減量とそれに伴う環境負荷の軽減効果の試算を行い、情報発信していく。(環)

			項目名	担当省庁	施策概要	今後の予定
【30】		(6)未利用食品を提供するための活動の支援等	① 関係者相互の連携のための取組(例:食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブの推進)を含めた、フードバンク活動への支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。	消、厚、農、環	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁が連携し、企業版ふるさと納税制度を活用したフードバンク活動支援のスキーム構築に向けモデル事業の立ち上げを調整中。(消) ・未利用食品をフードバンク事業者等へ寄付しやすい体制づくりのため、賞味期限の超過した食品を安全・安心に消費できる期限「あんしん期限」認証を前提とする「生活応援食品」の流通システム構築と、その普及に関する社会心理学的検証をモデル事業として実施中。(消) ・子ども食堂・NPO法人など13団体に対して、①支援団体がフードバンクや企業から食品寄附を受け取る際の課題、②支援団体が利用者へ食品を提供する際の課題についてヒアリングを実施。(厚) ・ヒアリング等を踏まえ、子ども食堂等とフードバンク活動団体等の連携・協力体制の構築に向けて、これらの団体が活用できる施策・情報を整理し、周知を行う。(予定)(厚) ・令和2年度にフードバンク活動マッチング支援事業を開始し、食品関連事業者からの未利用食品の提供情報と子ども食堂等の需要情報をフードバンクが一元的に管理できるマッチングシステムの実証への支援を行った。(農) ・新型コロナウイルス感染症により発生する未利用食品について、食品関連事業者からの情報を集約し、フードバンクに一斉に情報提供することによるマッチングを実施(令和3年6月までに193件、約68トンのマッチング)。(農) ・令和3年度から寄付金付き未利用食品モデル構築事業により、食品ロス削減につながる商品(見切り品等)を寄付金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する仕組みの構築に向けた実証への支援を開始した。(農) ・令和2年度に、各地方農政局等において、地域のフードバンク、食品関連事業者、地方自治体を集めた情報交換会を実施。(農) ・フードドライブ推進のため、提供された食品の回収拠点からフードバンク等への運搬に物流会社が参画する場合の課題等について検証するための実証を実施。(環) http://www.env.go.jp/press/109489.html 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きモデル事業による実証を継続する。(消) ・引き続き、関係者相互の連携のための取組やフードバンク活動団体等の取組等に対する支援を検討。(厚) ・令和3年度においてもマッチングシステムの実証支援や情報交換会の開催等に引き続き取り組む。(農) ・新たにフードドライブの取組を開始したい自治体、団体等が、円滑に開始・継続できるようフードドライブ実施の手引きを作成し公表する。(環)
【31】			② 食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。	農(消、厚)	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクへの周知に努めるとともに、学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策(令和元年度予備費)、食品受入能力向上緊急支援事業(令和2年度予備費)において、事業実施主体のフードバンクに対して、本手引きに準じた食品の取り扱いを行うことを要件とすることにより、フードバンクにおける手引きに準じた食品の取り扱いを促進。(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も引き続き周知に取り組む。(農)
【32】			③ 食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。	消(各省)	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国における食品の提供・寄附の実態とそれに関連する制度等に関する調査を実施するとともに、我が国で同様の法制度を導入する際の課題等を整理。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も引き続き、調査、研究等を実施する。(消)

				項目名	担当省庁	施策概要	今後の予定
【33】	Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項	1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画	(3)食品ロス削減推進計画の策定への支援	① 国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。	消、農、環	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁、環境省、農林水産省にて地方公共団体に対し、食品ロス削減推進計画の策定等に関する会議を開催。(消) ・消費者庁、環境省、農林水産省にて全国食べきり運動ねっとわーく協議会において協議員自治体に対して開催される、食べきり塾に参加し、食品ロス削減推進計画策定に当たったの情報提供および先進事例の共有等を行い、計画策定が一層促進されるよう支援を行った。(消) ・毎年度、地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートを行い、食品ロス削減推進計画の策定予定を取りまとめることで現状を把握、また、地方公共団体からの計画策定に関する問い合わせに適宜対応している。(消) ・「食品ロス削減全国大会」等の機会において、地方自治体に対して、食品ロス削減推進計画策定の促進に向けて、施策の実施状況の情報提供や意見交換を実施。(消)(農) ・食品ロス削減推進計画を策定する都道府県または市区町村を対象に、食品ロス削減施策の検討、食品ロス発生量や削減ポテンシャルの分析、食品ロス削減による廃棄物処理への影響評価、その他の環境的側面(CO2排出量や水資源消費量等)への影響評価等について技術的支援を実施。(令和3年度は2自治体を支援)(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も引き続き取り組む。(消)(農) ・引き続き、方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定支援を行っていく。(環)
【34】				② 国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう必要な支援(地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。)、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。	消、農、環	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者政策の推進のため積極的に取り組む地方公共団体に対して、計画的な取組を支援するため地方消費者行政強化交付金を交付。(消) ・毎年度、地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートを行い、食品ロス削減に取組状況を取りまとめ、優良事例等をホームページで公開している。(消) ・「食品ロス削減全国大会」等の機会において、地方自治体に対して、食品ロス削減推進計画策定の促進に向けて、施策の実施状況の情報提供や意見交換を実施。(消)(農) ・自治体が食品ロス量を把握するための調査を支援するため、「食品ロス実態調査支援」を実施。令和3年度は15自治体を支援。(平成27年度～)(環) ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が作成した「食品ロス削減のための施策バンク」等を基に、地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際に参考となるマニュアル「地方公共団体の食品ロス削減取組マニュアル」を作成。(環) https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/j_fl_m_r2.pdf 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も引き続き取り組む。(消)(農) ・引き続き食品ロス実態調査支援を実施する。(環) ・地方公共団体の食品ロス削減取組マニュアルについて、内容の充実を図ると共に普及に取り組む。(環)
【35】		2 関連する施策との連携		① このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。	消(各省)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議及び関係省庁連絡会議を計8回開催。(消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も必要に応じて開催予定。(消)